	上空通過測定点における通過中の騒音値	進入測定点における着陸中の騒音値	離陸測定点における離陸中の騒音値
最大離陸重量が80,000kg以下の回転翼航空機	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が88以下である場合は、88以下であること。 $108-\frac{3}{log_{10}2}\times log_{10}\frac{80000}{W}$	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が90以下である場合は、90以下であること。 $110-\frac{3}{log_{10}2}\times log_{10}\frac{80000}{W}$	次の算式により得られる値以下であること。ただし、この値が89以下である場合は、89以下であること。 $109-\frac{3}{log_{10}2}\times log_{10}\frac{80000}{W}$
最大離陸重量が80,000kgを超える回転翼航空機	108以下であること。	110以下であること。	109以下であること。

備考

1　回転翼航空機の騒音値は、国際民間航空条約の附属書16に定める方法により測定されたものとし、単位はEPNdBとする。

2　上空通過測定点とは、通過中の回転翼航空機の直下150mの地上の点及び当該点を通る通過経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側150mの距離にある地上の２点をいう。

3　進入測定点とは、着陸中の回転翼航空機の直下120mの地上の点及び当該点を通る進入経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側150mの距離にある地上の２点をいう。

4　離陸測定点とは、離陸中の回転翼航空機の直下の地上の点であつて上昇飛行への転移点の直下の地上の点から離陸経路の方向へ500mの距離にある点及び当該点を通る離陸経路の地上への投影線に対し垂直に当該点から両側150mの距離にある地上の２点をいう。

5　Wは、当該回転翼航空機の最大離陸重量（単位　kg）とする。

７の２－２　上空通過測定点、進入測定点又は離陸測定点のうちいずれか１又は２の測定点における騒音値が７の２－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を超える場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するときは、７の２－１の基準にかかわらず、当該回転翼航空機の騒音は基準に適合するものとみなす。

a　その超える騒音値の当該超える部分がいずれも３EPNdB以下であること。

b　その超える騒音値の当該超える部分を合計して得た値が４EPNdB以下であること。

c　それぞれの測定点における騒音値を合計して得た値が７の２－１の表の備考の欄のそれぞれの測定点における騒音値の上限を合計して得た値以下であること。

（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。